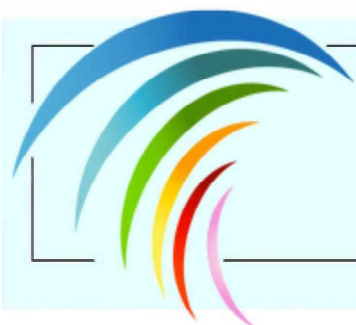




安心安全なまち 美しいまち 住みつづけたくなるまち

小野学区 自治通信

小野学区自治連合会・小野学区連絡協議会

新しいまちづくりの第一歩 公民館自主運営の試行 4月から

1月17日(日)、10時から11時30分、今年度2回目になる第5回小野学区連絡協議会を開催しました。まず、前回10月の連絡協議会において満場一致で確認した「公民館及びコミュニティセンターの自主運営試行」について、その後の経過と今後の予定などを確認しました。次いで公民館の自主運営試行を実施するために必要な「公民館運営委員会規約」を提案、質疑応答、採択しました。意見交換では、特に《まちづくり協議会、自治連、自治会とのあり方などが将来どう変わるのか、理解出来ない点がいくつかあり、これで住民の理解を得られるのか》と極めて貴重な疑問が出されました。

裏面に少しですが説明を掲載します。

小野学区自治連合会は、「公民館及びコミュニティセンターの自主運営試行」に取り組むという決定を得てのち大津市と協議を重ね、作成した「課題リスト」に準拠しつつ2021年度末には「まちづくり協議会」の設立準備を終えるべく進めています。その後、やっとコミュニティセンター化が始まります。

公民館の自主運営はその第一歩です。さらにその第一段階がこの4月から取り組む計画の「公民館の自主運営試行」です(参照：裏面の図)。それは「公民館運営委員会」が大津市と委託契約を結び、現在公開求入している1名の臨時職員と週2日分の労務契約を交わし、公民館の管理運営と広報「ON0」の編集発行をしてもらうというものです。いわばこの1年間は2022年度から本格的に公民館運営を始めるための研修、訓練期間ということなのです。私たち連絡協議会のメンバーも運営管理について理解しなければなりません。今回の連絡協議会で「公民館運営委員会規約」を協議、採択していただいたのはそういう訳です。

実はもう一つ、今年度内に「まちづくり協議会設立準備会規約」の制定を予定しています。なるべく早く設立準備会を発足させ、十分な時間をかけて「まちづくり協議会」がなすべき課題を協議し、整理したいからです。それと、下世話ながら極めて現実的な話をしますと、設立準備会を発足させると2年で

上限40万円の助成金が出るのです。知る人ぞ知る、小野学区自治連合会には「公民館運営委員会」を発足させても情報を共有するためのパソコンを購入する、いや臨時職員に携帯を貸与する余裕さえありません。40万円の助成金は、今度のコミュニティセンター化への一連の事業を推進するために必要な、唯一の資金といえるのです。ですから少しだけ急いでいます。

自治連合会は現実を踏まえて、質素堅実に、身の丈に合った計画を練って提案していきます。

3月7日(日)の第6回連絡協議会には「まちづくり協議会設立準備会規約」をはじめ大切な案件を提案します。案件は2月末を目処に「まちづくり協議会設立準備会」はなにをするのかの記事とともにホームページに掲載します。



第5回小野学区連絡協議会の様子 2021.01.17

レジメや議事録はHPに掲載していますので是非ともご覧ください。

自治連合会、自治会、地域の関係団体が小野学区の課題やあり方を協議したり連絡調整し合うのが小野学区連絡協議会です。構成員は下記のとおりです。まもなく設立予定の「公民館運営委員会」、「まちづくり協議会設立準備会」、さらには再来年(令和3年)発足計画の「まちづくり協議会」のメンバーもまたすべて同じです。屋上に屋を架すことを避けて会議の省エネ化を図ります。

構成員 自治連合会、自治会、自主防犯推進協議会、北交通安全協会小野支部、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、人権・生涯学習推進協議会、青少年育成学区民会議、体育協会、文化協会、小野シニアクラブ、小野学区女性会、環境整備推進委員・ごみ減量と資源再利用推進会 ―― の各代表 及び 有識者。



コロナウイルス 克服！

手洗い・消毒を徹底しましょう！



まちづくり協議会について Q & A

「小野学区まちづくり協議会」の具体的な内容はまだなにも決まっていません。すべてはこれからです。ですから大まかな説明となりがちです。わかりにくい点もあるかもしれませんがご了承ください。

Q 1 まちづくり協議会を設立すると、地域の関係団体などはどうなりますか？

A まちづくり協議会は、学区共通の目標に向かって自治会や関係団体などの多様な団体、個人が協力して事業を実施するための枠組みです。そこに参加する団体や個人は、まちづくり協議会の構成員になりますが、それぞれは行動主体として存続します。つまり団体は、これまでどおり独自の活動を行います。

Q 2 自治会などの既存組織と活動が二重になって、さらに負担が増えるのではないですか？

A 自治会などは近隣での親睦や支え合いなどを中心とした活動です。まちづくり協議会は小学校区単位の広い範囲で、地域の課題を解決するために関係団体などと協議して多様な役割を明確にし、分担して課題の解決を図ります。自治会にお仕着せのような負担が増えることはありません。ただ、新しい取り組みをするのですから軌道に乗るまでの間、ご苦労をおかけすることがないとは言いきれません。

Q 3 まちづくり協議会の事業は誰が実施するのですか？

A 事業はこれまでどおりまちづくり協議会に参加する関係団体などが主催、実施するものですから従来と変わるものではありません。ただ、まちづくり協議会の事業は、より多くの住民の参画を得て取り組んでいく必要があります。そのために、これまで以上に積極的に住民へ情報を公開したり、多くの住民から意見を聞いたり、場合によっては事業の見直しなどをして、住民が参加しやすい事業としていく工夫が必要でしょう。

Q 4 大きく変わるのはどんなことですか？

A まちづくり協議会が活動していくためには安定的な活動資金の確保が必要です。それは、市から支給されます。額は「運營業務委託」のパターンによって異なります。現在私たちが念頭に置いている例ですと、人件費として457万円、業務従事者が2人になります。これはさまざまの好ましい変化をもたらすでしょう。例えば市民センター便り「ON O」はミニ・タウン紙に近い広報(コミュニティセンター便り)に変貌するでしょう。私たちが全面支援します。「公民館運営委員会」として指示でき、協力することができるからです。こうしたことは、わたしたちの工夫次第で必ず、さまざまの波及効果をもたらします。可能性というより確実性のひとつです。

(施設の修理などハード面の経費や水光熱費は市が負担します。現在も、市からさまざまな団体に対して補助金が支出されています。それらは継続されます。また、自治会予算や自治連合会の会計に関することも、基本的に変わることはありません。)

A 現在も自治連合会を中心に諸事業の協働化を独自に進めていますがまだまだ不十分です。個々の交渉や工夫に留まり、もう一歩が踏み込めていない状況です。能動的な協働化の促進が求められています。例えば、防災。緊急の事態の時、関係団体は組織の独自性を生かし、協働して対処するわけですが、その時に備えた協議や総合的連携と訓練はまったく不十分です。それを想定した協議にはそれにふさわしい協議の場が必要です。それが「まちづくり協議会」だといえるでしょう。……つづく

ご意見をお寄せください。各自治会へ。もしくは自治連合会HPの「お問い合わせ」から。

自主運営試行事業のイメージ 図 新しい取り組みではありますが、従来の活動を基本にします。

